1. 一般廃棄物会計基準の活用事例

環境省「一般廃棄物会計基準」等に基づく財務書類を作成したり、廃棄物処理原価を廃棄物処理施策の検討等に活用している自治体として、表1-1に示す5自治体を対象とするインタビュー調査を実施した。

自治体名 人口※ 概要 長野県 383,027人 ・ 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類を作成。 廃棄物会計を活用し、ごみ処理の有料化の検討を実施。 長野市 長野県 63,746 人 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類を作成。 • ごみ処理システムの検討にあたって廃棄物会計の活用を 千曲市 想定。 三重県 304,941人 ・ 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類を作成。 四日市市 埼玉県 さいたま市 愛知県 2,223,148 人 |・ 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づく財務書類は作成し 名古屋市 ていないが、廃棄物処理に係るコストを公表。

表1-1 インタビュー調査対象自治体の概要

また、インタビュー調査項目を以下に示す。

<インタビュー調査項目>

- 廃棄物会計の利用目的
- 廃棄物会計の利用経緯・実態
 - 廃棄物会計の利用経緯
 - 廃棄物会計の利用実態
- 廃棄物会計の留意点
 - ▶ 廃棄物会計の利用に係る留意点
 - ▶ 廃棄物会計の作成に係る留意点

[※] 平成18年10月1日現在、各市の公表データより

1. 1 長野市のケース

(1)廃棄物会計の利用目的

- ・ 長野市では、長野市廃棄物減量等推進審議会にて、「家庭系一般廃棄物(家庭ごみ) 処理の排出者負担のあり方」について検討を行い、長野市のごみ処理の現状や課題 を踏まえ、これまでの「ごみ指定袋実費負担制度」に変わる制度として「家庭ごみ の有料化の制度」を構築する必要があるとの結論に達した。
- 有料化制度の中で市民が負担する手数料の設定にあたっては、現状のごみ処理コストを把握する必要があるため、長野市廃棄物減量等推進審議会 ごみ処理コスト等調査専門部会(以下、専門部会)にて、ごみ処理に係る人件費や減価償却費、需用費、役務費等の経費に加えて減価償却費や借入れに伴う公債利子等も考慮するという方向で審議を行ったところ、「市民からの質問に耐え得るよう、コストとして何を含み、何を除外するかを決めた新しい体系的なものが必要ではないか」との指摘を受けた。
- ・ 長野市では、これまで全国都市清掃会議の「廃棄物処理事業原価計算の手引」に基づき原価計算を行ってきたが、手引きの策定年次が昭和54年と古いこと、廃棄物種類別の算定が必要であること等の理由から、環境省が策定した標準的なコスト算定基準である「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理コストを計算することとした。

(2) 廃棄物会計の利用経緯・実態

・ 長野市では、上記目的のため、環境省「一般廃棄物会計基準」に基づきごみ処理コストを計算し、有料化手数料設定の根拠とすべく、その結果を専門部会に説明資料として提出している。以下、専門部会での配布資料に基づき、利用実態を整理する。

①全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引」と環境省「一般廃棄物会計基準」 の比較

- ・ 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価の手引」と環境省「一般廃棄物会計基準」では、原価の算出方法等の考え方に異なる部分がある。長野市では、両手法の相違点を説明するため、2つの手法の比較表を作成している。次ページに専門部会配布資料より抜粋した比較表を示す。
- 2つの手法により算出されたごみ処理コストが異なる可能性があるため、その理由を説明する際に、この比較表を用いた。

参考: 全国都市清掃会議 廃棄物処理事業原価計算の手引きと環境省 一般廃棄物会計基準の比較(出所: 長野市廃棄物減量等推進審議会 ご

環境省 一般廃棄物会計基準:原価計算書 H19.6

み処理コスト等調査専門部会資料)

(社)全国都市清掃会議 廃棄物処理事業原価計算の手引 S54.3

10 March 19 Co. 12	当部市沿市五战 龙来物及至于朱冰温出来0013	秋光 目	及况来彻立时至于,冰川时开自 1110.0
区分	A PROBLEM PROBLEM CONTROL OF THE PROBLEM PROBLEM CONTROL OF THE PROB	区分	計 上 項 目・内 容
人件費	給料 職員手当等 (退職手当を除く。) 共済費	人件費	総料 職員手当等 ※1 退職給付引当金繰入額を含む。 共済費 ※2 各種計画策定,指導管理および不法投棄防止対策に係る人件費については、対象としない。
物件費	賃金(賃金に係る共済費を含む。) 報償費(報償金,謝礼金) 旅費(普通旅費,日額旅費) 需用費(通信運搬費・食糧費・印刷製本費・光熱水費・修繕料など) 役務費(通信運搬費・保管料・広告料・手数料・火災保険料・自動車損害保険料など) 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費 負担金、補助及び交付金	物件費	賃金(賃金に係る共済費を含む。) 報償費(報償金,謝礼金) 旅費(普通旅費,日額旅費) 需用費(消耗品·燃料費・食糧費・印刷製本費・光熱水費・修繕料など) 役務費(通信運搬費・保管料・広告料・手数料・火災保険料・自動車損害保険料など) 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 備品購入費 負担金、補助及び交付金 ※3 資源物の集団回収や生ごみ処理機等に対する助成金費用等は対象としない。(生ごみ処理機等補助および資源回収報奨金)
減価償去		減価償却費	※4 閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用は対象としない。 ※5 各種計画策定,指導管理および不法投棄防止対策に係る費用については、対象としない。 建物,構築物及び装置,自動車及び船舶,工具及び器具備品等 50万円以上 減価償却年額 = 帳簿原価/耐用年数 残存価額:0 償却方法:定額法 耐用年数:大蔵省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」 施設建設工事に係る環境アセスメントや設計等の費用も減価償却費の対象とする。
公債利日	等 施設建設等資金調達のための起債に伴う支払利子,諸手数料及び発行差金	経費	施設建設等資金調達のための起債に伴う支払利子、諸手数料及び発行差金

②事業別ごみ処理原価参入経費一覧表

- ・ ごみ処理原価の算定にあたって、部門別(収集運搬、中間処理、最終処分、資源 化、管理、非原価)に「ごみ処理原価参入経費」を一覧表として整理している。 このように、ごみ処理原価参入経費を整理することで、ごみ処理原価の根拠が明 確になる上、どの部門のどの事業にどの程度の経費がかかっているかを俯瞰的に 把握することが可能となる。
- ・ 単に廃棄物種類ごとの原価を示すだけでは、どの事業にどの程度の経費がかかっているのかを判断することは難しい。特に、廃棄物会計を外部への説明資料として利用する場合、なぜその原価が算出されたのか、算出過程や理由を明確にする必要がある。

③原価計算結果

・ 「一般廃棄物会計基準」に基づき「可燃ごみ」「不燃ごみ」のごみ処理原価を算 定している。

④手数料の検討材料

・ 「一般廃棄物会計基準」に基づき算出した原価から「ごみ袋1袋あたりのごみ処理原価」や「1リットルあたりのごみ処理原価」を求め、ごみ処理手数料の検討材料として利用している。

参考:平成18年度事業別ごみ処理原価参入経費一覧表(出所:長野市廃棄物減量等推進審議会 ごみ処理コスト等調査専門部会資料)

	• 1 /3/	V T O			中開級連邦門			所:長野巾廃業物減重等推進者 			吸里寸	正是田	To professional for											
事業名			収集運搬部門							-							資源化部門				管理部門			合計
y Samuella	戸隠ストックヤー)	人件賽	共通的物件實	車両に保る物件費	委託科	统却施設	人件費	共通的物件費	委託料	理立処分施設	人件費	共通的物件費	委託料	処理困難物 ストックヤード	資源化施設	(人作費)	プラ圧縮棚包	(人作費)	共通的物件費	委託料	共通的物件費	人件費		
生ごみ滅量補助金	J.						Q																10, 379, 200	_
生ごみ滅量対策										3													627, 060	6
資源回収報奨金										- 3	-												127, 802, 623	_
ごみ処理企画調査										3													1, 153, 477	_
全国都市港排金額負担金也	3									- 3													240, 000	_
ごみ処理施設計画	3									- 3													583, 496	_
長野広域連合負担金										- 5													111, 689, 000	_
職員人件費	Ų.	6, 405, 166							, i		Į.												183, 022, 184	_
1日 計	0	6, 405, 166	(0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	435, 497, 040	441,
分別収集対策				4, 760, 700					į,	,											13, 567, 911		32, 945, 366	-
指導·啓発	<u></u>								Į.	,	J]											1, 445, 502	_
ごの等地球指揮支援モデル]						. ()	Į.	Į.	Ţ,	Į.	Į.											1, 000, 000	
ごみ収集委託	387, 999	37, 400, 328	791, 016	7, 671, 364	841, 675, 931		. ()	Į.	Į.	Ţ,	Ţ	Į.								30, 912	189,000		16, 320	_
ごみ集積所設置改築補助会								Į.	Į.	Ţ,	Ţ	Į.									16, 893, 700			16,
ごみ集積所管理										Ţ.	Ţ	Į.									93, 408			1
0.理图難物回収事業								0	0														59, 652, 521	_
一時保管不燃物処理事業																	Į į						29, 892, 074	_
地元対策																	Į į						2, 717, 395	-
保存機能引起的組合表征会					515, 000			0	28, 518, 000				2, 834, 000							1, 227, 000	1, 068, 000	3, 830, 000		-
軟衛生施設組合負担金)		l l											437, 000	
2目 計	387, 999	37, 400, 328	791, 016	6 12, 432, 064	842, 190, 931	0	0	0	28, 518, 000	0	0	0	2, 834, 000	0	0	0	0	0	0	1, 257, 912	31, 812, 019	3, 830, 000	177, 067, 178	1, 138,
サイクルプラザ管環道営																							19, 927, 673	_
公理第717月代委員会報助会								į.															650, 000	_
サイクル基金積立金																							134, 243, 674	_
掃センター管理運営				268, 075		44, 623, 908		14, 066, 467				1, 152, 120		810, 821					952, 155	9, 431, 100	19, 089, 648	8, 491, 288	90200000000000	
虎却施設管理運営						338, 280, 987	9, 119, 830	12, 653, 904	38, 173, 478			17, 940	57, 769, 839		794, 850								700, 543	CALL
源化施設管理運営															12, 952, 156	63, 567, 669	5, 758, 806	50, 854, 136	9, 624, 987					142,
終処分施設管理運営										39, 833, 518	4, 759, 470	302, 508								, y			1, 317, 822	
燒却施設改修						553, 612, 500														, and the same of			10, 101, 000	_
資源化施設改修							1	- 1		9					22, 912, 050		,			The state of the s				22,
終処分施設改修 雇員人件責										15, 479, 100							,			, and			497, 700	15,
権員人行責 公務災害負担金							275, 488, 188		1	0	47, 191, 600	9				8, 399, 381		8, 399, 381	i i			73, 129, 352		412,
3E M				268, 075	0	936, 517, 395	284, 608, 018	26, 720, 371	38, 173, 478	55, 312, 618	51, 951, 070	1, 472, 568	57, 769, 839	810, 821	36, 659, 056	71, 967, 050	5, 758, 806	59, 253, 517	10, 577, 142	9, 431, 100	19, 089, 648	81, 620, 640	172, 816, 834	1, 920.
車両保険料				705, 753		500,011,000	204, 000, 010	20, 720, 011	50, 110, 410	50, 512, 515	51, 551, 510	1, 472, 000	57, 700, 000	010,021	50, 550, 550	71, 907, 000	5, 100, 000	00, 200, 01)	10,077,142	0, 401, 100	10,000,040	01, 020, 040	112,010,004	1,000
建物保険料	8, 921			100,100		339, 020				66, 550	ĵ	i i			190, 414		50, 196							
退職手当引当会	5,021	233, 180				555, 525	11, 339, 177				2, 644, 903	i i	i i		100,414	437, 005	50, 100	437, 005				3, 656, 223		18
その他 計	8, 921	233, 180		705, 763	0	339, 020	11, 339, 177	0	0	66, 550	2, 644, 903	Ö	0	0	190, 414	437, 005	50, 196	437, 005	ő	0	0	3, 656, 223	0	20
物件費合計(1)		44, 038, 674	791, 016	6 13, 405, 892	842, 190, 931	936, 856, 415		26, 720, 371	66, 691, 478	55, 379, 168		1, 472, 568	60, 603, 839	810, 821	12405.000	0001100	771,075	59, 690, 522	10, 577, 142	10, 689, 012	50, 901, 667	100000000000000000000000000000000000000	785, 381, 052	
門別計(1)			¥900, 823, 4			acatama(lb)	¥1, 326, 2	The second secon		and the state of t	100000000000000000000000000000000000000	51, 548			CONTRACTOR CONTRACTOR		¥196, 830, 024	application of the second			¥140, 0	7787 93 35 50 75 7	¥785, 381, 052	¥3, 521
系る原価償却費	0			0		0				0														
系る原価償却費	0					0				122, 424, 258				1, 099, 703	96, 900, 541		15, 416, 386							235
系る原価償却費	0					0				0		i i					33, 992, 438							33
系る原価償却費	0					0				0		Ů												
に係る原価償却費	0					551, 127, 603				0					2, 215, 074									553
賞却合計(2)	0	0		0 0	0	551, 127, 603	0	0	0	122, 424, 258	0	0	0	1099703	99115615	0	49408824	0	0	0	0	0	0	823
門別計(2)			¥0				¥551, 12	7, 603			¥122, 4	124, 258					¥149, 624, 142				¥	0	¥0	¥823
利子(3)						27, 845, 009				2, 114, 652					48, 029, 434		6, 102, 000							84
門別計(3)		-	¥0				¥27, 845	.009		41111000	¥2, 11	4, 652					¥54, 131, 434				¥	0	¥0	¥84
1)+(2)+(3)	396, 920	44, 038, 674		13, 405, 892	842, 190, 931	1, 515, 829, 027		26, 720, 371	66, 691, 478	179, 918, 078		1, 472, 568	60, 603, 839	1, 910, 524	183, 994, 519	72, 404, 055		59, 690, 522	10, 577, 142	10, 689, 012		89, 106, 863		4, 428
(1)+(2)+(3)		7.5.1.5.0	¥900, 823, 4		7.12.77.2001		¥1, 905, 1		34,44,416	,		90, 458	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				¥400, 585, 600			2, 223, 216	¥140, 0		¥785, 381, 052	¥4, 428
(4)			, , , , , , , ,					the State	-11		12.04											作原価除く経費		¥3, 643
																				18		+その他計除		¥2, 89

(3)廃棄物会計の留意点

①廃棄物会計利用に係る留意点

<自治体間比較(外部公表目的)>

- ・ 「一般廃棄物会計基準」に基づきごみ処理コストを算出している自治体が少ない 上、ごみ処理有料化の検討材料として用いている自治体がないことから、他の自 治体の状況を参考にすることができなかった。
- ・ ごみ処理有料化の検討にあたっては、ごみ種別の原価が必要となるため、「一般 廃棄物会計基準」に基づくごみ処理コストの算定が必要となる。ごみ処理手数料 の設定にあたっては、ごみ種別の原価と手数料について他の自治体と比較するこ とが望ましいが、前述のとおり、比較することができない状況にある。このため、 他の自治体のごみ処理手数料がどのような根拠から設定されているのかを判断す ることができず、専門部会の委員の理解を得ることが非常に困難であった。また、 他の自治体とのごみ処理手数料の比較ができていないため、住民に手数料の妥当 性を説明することも困難である。

<住民への説明(外部公表目的)>

・ 「一般廃棄物会計基準」では、ごみ種別のコストが算出されるが、住民説明に利用する資料としては若干詳細すぎるきらいがある。住民に説明する際には、ごみ種別の詳細なごみ処理コストではなく、部門別程度の方が適しているとも考えられるため、何らかの工夫が必要であると考えている。

<全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引」と環境省「一般廃棄物会計基準」 によるごみ処理コストの違い(外部公表目的)>

- ・ 全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価計算の手引」と環境省「一般廃棄物会計 基準」によるごみ処理コストを比較すると、算定範囲や算出方法が異なることか ら、違う値となる。
- このためごみ処理コストを公表する際には、コストが異なっている理由を住民に 説明する必要があるが、算定範囲や算出方法の相違点等の詳細までを理解しても らうことは困難である。

<原価の考え方(内部管理目的)>

・ ごみの排出抑制などにより、ごみの排出量が減った場合は、現状よりもごみ処理 原価は増加してしまう。例えば、現状のごみ処理量あたりの原価のみにて一般廃 棄物処理の効率性等の評価を行うのではなく、ごみ処理施設の処理能力等も考慮 して評価を行うべきである。

②廃棄物会計作成に係る留意点

<作成体制>

・ 「一般廃棄物会計基準」の内容を理解するだけでも相当の時間が必要である。長野市では、主に市職員2名、清掃センター職員1名の合計3名が財務書類の作成に関わったが、算定した原価の確認なども含め、合計2~3ヶ月の時間を要した。また、清掃事業概要などで既に公表されているごみ処理コストとの整合性については、市の統計担当に確認を依頼した。

<データの入力>

・ 「一般廃棄物会計基準」に基づき財務諸表を策定するには、まず、「一般廃棄物会計基準作成支援ツール」に入力するデータを整備する必要がある。自治体が保有しているデータは、同基準に入力できるような形式では整理されていないため、自治体が整理したデータから、入力に必要な数値を抽出したり、加工したりする必要がある。また整備したデータが清掃事業概要などで既に公表されているごみ処理コストと合わない場合には、データを精査した上で、その理由を明確にしておく必要がある。

<廃棄物会計の算定の範囲>

 廃棄物会計の算定の範囲を判断することが難しい。例えば、長野市を始めとする 雪国では、廃棄物処理施設の維持のため、雪かきなどに係る経費が必要となるが、 これらの費用をごみ処理コストとして計上すべきかどうか、判断に苦慮した(最 終処分場の雪かきに係る費用は、一般廃棄物処理に係わる費用と判断し、ごみ処 理コストとして計上した)。

<その他>

- ・ 公設民営の施設については、市がごみ処理に係わるデータを入手することに手間がかかるため、通常の施設よりもごみ処理コストの算定に労力を要する。
- ・ 広域処理の場合、対象施設等が多くなり、入力データが膨大となるため、コスト 算定に労力を要することとなる。

1. 2 千曲市のケース

(1)廃棄物会計の利用目的

- ・ 千曲市では、収集運搬を民間業者に委託している。毎年入札にて業者を選定しており、委託費は毎年同程度の額である。また中間処理、最終処分は一部事務組合(葛 尾組合:千曲市及び坂城町で構成)に委託している。
- ・ 千曲市では、住民に対するごみ処理に係る経費の説明責任を果たす必要があると感じ、「一般廃棄物会計基準」に基づくごみ処理コストの算定を試行した。なお、千曲市では平成22年度にごみ処理の有料化を控えており、将来的にはごみ処理手数料の算定根拠として廃棄物会計を利用する可能性もある。

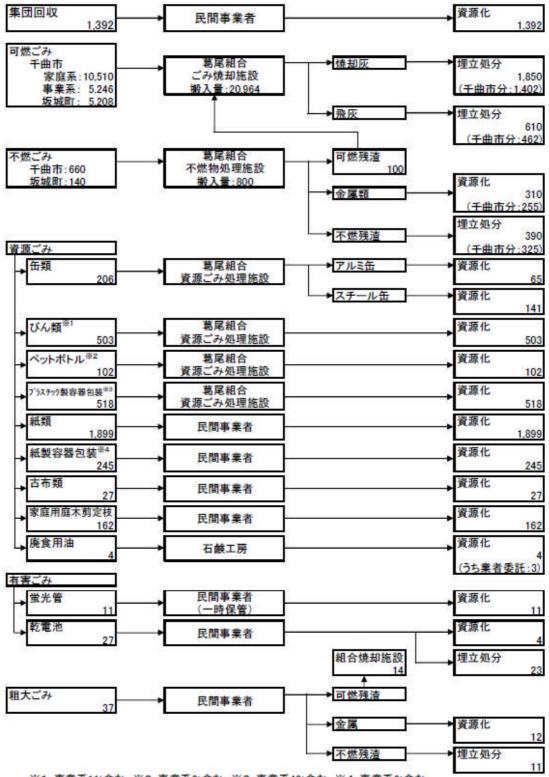
(2) 廃棄物会計の利用経緯・実態

- ・ 千曲市では、以前からごみ処理コストに関する検討を行ってきた。収集運搬部門の 委託費の妥当性を確認するため、グリッドシティモデル(都市構造が均一で格子状 であるものと仮定し、年間総収集距離を算出する手法)を利用して分析したことも ある。
- ・ ごみ処理に係る経費の設定にあたっては、統一的な基準に基づき、原価を算定する 必要があると考えたことから、国に対して基準の作成を要請した経緯がある。
- ・ 平成19年6月に環境省より一般廃棄物会計基準が公表され、会計基準の説明会に 参加するとともに、同基準に基づくコスト算定を行った。
- ・ 参考として千曲市の分別収集区分(表 1-2)及びごみ処理フロー(図 1-1)を示す。

分别区分 紙・布類、生ごみ、日用品(皮・ゴム製品)、 可燃ごみ 陶磁器類、金属類、ガラス類、小型電器製品 不燃ごみ (指定袋へ入る大きさで5kg以下のもの) 資 缶類 アルミ缶、スチール缶 びん類 びん ペットボトル 飲料及びしょうゆ用ペットボトル 源 プラスチック製容器包装 新聞、雑誌(雑紙)、チラシ、段ボール、 紙類 紙パック ご 紙製容器包装 紙製容器包装 古布類 古布 廃食用油 使用済み食用油 み 家庭用庭木剪定枝 家庭から排出される庭木剪定枝 ごみ袋に入らない大きなごみ 粗大ごみ (家庭用電器製品、自転車・バイク、タイ ヤ、家具類、農機具等) 乾電池・蛍光管 乾電池、蛍光管 有害ごみ その他 水銀体温計、鏡、朱肉

表1-2 千曲市の分別収集区分

出所:千曲市一般廃棄物処理基本計画



※1:事業系11t含む ※2:事業系2t含む ※3:事業系43t含む ※4:事業系6t含む

四角内の数字はごみまたは資源量(単位: t)

出所:千曲市一般廃棄物処理基本計画

図1-1 千曲市のごみ処理フロー

(3)廃棄物会計の留意点

<ごみ処理システムの評価(内部管理目的)>

- ・ 千曲市では、中間処理、最終処分を一部事務組合に委託している。組合を構成する市町ごとの処理量として一部事務組合が公表している数値は、各市町が実際に収集し、一部事務組合へ搬入したごみ量ではなく、一部事務組合の処理量の合計量を人口按分した値となっており、実際とは異なる数値となっている。
- 廃棄物会計をごみ処理システムの評価等に利用するには、まずは、毎年、廃棄物会計基準に基づくごみ処理コストの算定を行い、品目ごとのごみ処理コストの経年比較を行う必要がある。

1. 3 四日市市のケース

(1)廃棄物会計の利用目的

- ・ 四日市市では、事業系ごみの搬入は有料であり、現在の搬入手数料は事業系ごみ1 トンあたり16,000円となっている。この料金設定にあたっては、他市町村と のバランスを考慮し、設定した。
- ・ 今後、事業系ごみの搬入手数料の見直しの際には、国が定めた標準的な手法である 「一般廃棄物会計基準」で算定したごみ処理原価をごみ処理手数料の根拠として活 用する可能性を検証するため、試行した。

(2) 廃棄物会計の利用経緯・実態

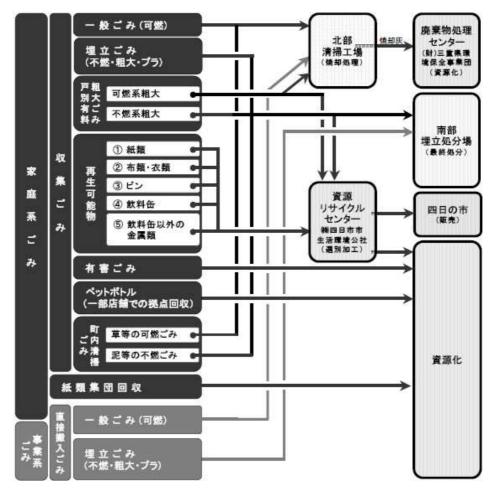
①現状の利用実態

- ・ 四日市市では、全国都市清掃会議「廃棄物処理事業原価の手引」を利用せず、独自 の方法でごみ処理に係る経費を積み上げ、原価を算定していたが、三重県の試行事 業に参加して以来、過去3年間にわたって「一般廃棄物会計基準」に基づく算定を 行ってきた。
- ・ 同基準に基づく算定値と独自の方法に基づく算定値を比較すると、大きな差がある わけではないが、値が異なる場合、なぜ異なっているのかを説明する必要がある。 業者への委託費用に関しては誤差を生じないと考えられるため、人件費の配賦方法 の差であると説明している。
- ・ 参考として、四日市市の分別収集区分(表1-2)、ごみ処理フロー(図1-2) 及びごみ処理経費の推移(図1-3)を示す。

表 1-2 分別収集区分

	区分	種類	収集方式	収集頻度	収集体制	
一般	さごみ	台所から出る生ごみ その他 (リサイクルできない紙 くず、吸殻、紙おむつ、生理用 品)	ステーション	週2回	四日市市	
埋	粗大ごみ	扇風機・掃除機・ふとん・スー ツケース等長さ1m以内のもの		2週1回		
立	不燃ごみ	板ガラス・化粧品のビン・土 鍋・植木鉢・かばんベルト・蛍 光管・鏡等	ステーション		四日市市	
み	プラスチック類 ^約	菓子袋・プラスチック容器・お もちゃ等のプラスチック製品				
	ごみ 有料収集	カーペット、本棚、鏡台、いす 式マッサージ機、テレビ台、ベ ッド、ソファ、サイドボード、 電動式トレーニングマシーン、 テーブル、げた箱、たんす、食 器棚等指定品目、その他希望品 目	戸別収集	随時	委託	
	紙類	新聞紙・新聞チラシ、ダンボー ル、雑誌・雑紙等				
再	布類・衣類	肌着・ワイシャツ・スカートなどの衣類、カーテン、毛布				
生可	ピン	######################################		2週1回	委託	
能物	飲料缶	ビール・コーヒー・清涼飲料な どの飲み物の缶				
-100	飲料缶以外の金 属類	ガスレンジ、自転車、缶詰缶、 スプレー缶、なペ・フライパン、 ストープ等				
有害	ごみ	水銀体温計、乾電池	ステーション	年1回	四日市市	
ペッ	トボトル	-	一部拠点回収	随時	四日市市	

出所:四日市市ごみ処理基本計画(平成16年3月発行)



出所:四日市市ごみ処理基本計画(平成16年3月発行)

[千円] [円] 7,000,000 50,000 45,000 6,000,000 ごみ処理経費 40,000 み1 5,000,000 35,000 30,000 4,000,000 25,000 3,000,000 20,000 15,000 2,000,000 10,000 1,000,000 5,000 0 0 H. 10 11 12 13 [年度] 14 _____ ごみ処理経費 → ごみ1t当たり → 1人当たり

図1-2 四日市市のごみ処理フロー

出所:四日市市ごみ処理基本計画(平成16年3月発行) 図1-3 四日市市のごみ処理経費

②今後の利用の方向性

• 過去3年にわたって「一般廃棄物会計基準」に基づきごみ処理原価等を算定してきたこともあり、今後は、ごみ処理システムの検討に積極的に活用していきたいと考えている。廃棄物会計の利用方法としては、以下を検討している。

<事業系ごみ搬入手数料の見直し>

- ・ 「一般廃棄物会計基準」に基づき算定したごみ処理原価等を事業系ごみの搬入手 数料の見直しに活用したいと考えている。
- ・ 同基準に基づくごみ処理原価はごみ種別に算定されるため、ごみ種別に分析を行い、手数料の見直しを図りたい。特に焼却灰関連のコストを明確化したい。

<新たな分別収集方式の検討>

- ・ ペットボトルのごみ処理原価を白色トレイの分別収集の検討に利用することも考えている。
- ・ 四日市市では、現在、白色トレイの分別収集は行っていない。白色トレイの収集 にあたっては、収集量自体は少ないものの、かさが大きく、単品で分別収集する と非効率になることから、他の品目と混載して収集することが考えられる。この ような検討を行う際に、廃棄物会計を利用し、コスト面でも合理的な分別収集の あり方を検討していきたい。

(3)廃棄物会計の留意点

①廃棄物会計利用に係る留意点

<市民への説明(外部公表目的)>

- ・ 今後、ごみ処理コストを積極的に市民に公表していきたいと考えている。四日市 市廃棄物減量等推進審議会でも「市民のごみ処理コストの負担がどうあるべきか を検討するため、実態に即したごみ処理コストを市民に提供していくべきである」 との答申が出された。ごみ処理コストについては、市のごみレポート等を通じて の公表を検討中である。
- ・ ただし、市民に対してごみ処理コストを公表する際には、市民にとって理解しやすい数値であることが重要となる。単位ごみ量あたりの原価では市民には理解しにくい。例えば、市民一人のごみ排出量あたりや標準的な1世帯(4人家族)のごみ排出量あたりのごみ処理コストなどに各自治体が工夫して加工することにより、電気料金やガス料金のように市民にも理解しやすい数値とする必要がある。

<廃棄物種類(内部管理目的)>

- 容器包装を中心とした分類であるため、乾電池や金属類などについては、「その他の資源」としてまとめて入力することになる。
- 今後、「その他の資源」に分類されている品目の処理のあり方を検討するためには、乾電池、蛍光管、金属類、廃食油など、個別の品目ごとにコストを算定できる仕組みが必要となる。

②廃棄物会計作成に係る留意点

<作成体制>

- 廃棄物会計を経年的に作成するには、廃棄物会計の担当者が異動した際にも、新たな担当者が廃棄物会計を行うことができる体制が必要となる。
- ・ 四日市市では、廃棄物会計の算定に使用した数値等について出典が分かるような 形で整理している。この程度の統計データの管理は他部局でも行われているため、 出典さえ明示しておけば、担当者が異動しても廃棄物会計を作成する上で問題と なることはない。

<中間処理と資源化の定義>

- ・ 「中間処理」と「資源化」の判断を迷うことが多い。四日市市では、焼却灰の処理を民間業者に委託している。四日市市では、焼却灰の処理は、資源化であると考え、廃棄物会計の算定にあたっては「燃やすごみの資源化」として計上している。
- ・ このような判断を各自治体が独自に行ってしまうと他の市町の経費計上の考え方が異なるため、他の市町村とのごみ処理コストの比較を行うことができなくなってしまうことに留意する必要がある。

1. 4 さいたま市のケース

(1)廃棄物会計の利用目的

- ・ さいたま市では、事業系ごみの処理を有料化しており、処理手数料は、10kgあたり170円である。
- ・ 今後、事業系ごみの処理手数料の見直しを検討する際の資料として、国が定めた標準的な手法である「一般廃棄物会計基準」にて算定したごみ処理経費を参考としたいので、「一般廃棄物会計基準」によるごみ処理経費を試算することとした。

(2) 廃棄物会計の利用経緯・実態

①現状の利用実態

- ・ さいたま市では、従来から独自の方法にてごみ処理経費を算出している。ごみ処理 全般に要する経費を積み上げ、1トンあたり、1人あたり、1世帯あたりのごみ処 理経費を算出し、市民に公表している。
- ・ 公表しているごみ処理経費は、算入経費や減価償却の考え方がさいたま市独自の方 法であるため、その妥当性を検証する目的で、国が定めた標準的な手法である「一 般廃棄物会計基準」にて、ごみ処理経費の算定を行うこととした。
- ・ 現在、基準に基づくごみ処理経費の算定を行っている最中で、支援ツールによる入力・出力内容を精査している段階であるため、現時点では、算定されたごみ処理経費の活用には至っていない。
- 参考として、さいたま市のごみ処理フロー(図1-4)及びごみ処理経費(17年度)(表1-3)を示す。

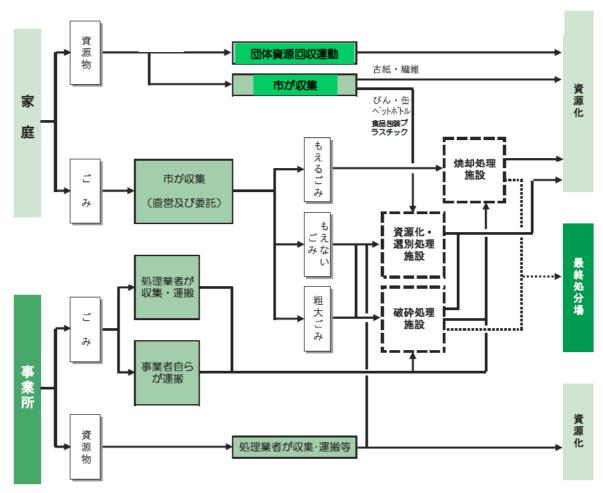


図1-4 さいたま市のごみ処理フロー

表1-3 さいたま市のごみ処理経費(17年度)

平成17年度ごみ処理経費

単位(円)

				平位 (1.1/
	収集	中間処理	最終処分	合計
物件費	3,725,004,938	5,255,805,226	1,220,862,890	10,201,673,054
人件費	2,899,691,448	1,758,263,832	157,458,718	4,815,413,998
減価償却	174,090,480	1,940,151,462	384,298,390	2,498,540,332
公債利子	1,818,800	287,590,168	34,365,921	323,774,889
合計	6,800,605,666	9,241,810,688	1,796,985,919	17,839,402,273

ごみ排出量(t)	483,439.72
人口(10月1日)	1,185,777
世帯数(10月1日)	484,406

	単位(円)
1tあたり経費	36,901
1人あたり経費	15,044
1世帯あたり経費	36,827

②今後の利用の方向性

<事業系ごみの処理手数料の見直し>

- 「一般廃棄物会計基準」を用いて事業系ごみの処理原価を算出し、事業系ごみ処理手数料の設定資料として活用していくことを検討している。
- 他の自治体のごみ処理経費と比較検討するためには、独自の方法ではなく、国が 定めた標準的な手法に基づく算定が必要であると考えている。

<市民への説明資料としての利用>

- 「一般廃棄物会計基準」にて算定したごみ処理コストを市民への説明資料として 利用していきたい。
- ・ 既に、独自の方法で算定しているごみ処理経費については、これまで、毎年度清 掃事業概要や環境通信等を通じて公表しているが、「一般廃棄物会計基準」が公 表されたことから、同基準に基づきごみ処理経費を算定し、その結果を市民への 説明資料とすべきではないかと考えている。

(3) 廃棄物会計の留意点

<市民への説明(外部公表目的)>

- 「一般廃棄物会計基準」にて算定したごみ処理コストを市民への説明用資料として利用していきたいと考えている。
- ・ ただし、市民に対してごみ処理コストを公表する際には、市民が分かりやすい表示形式であることが求められる。「一般廃棄物会計基準」に基づき算定された収集運搬、中間処理、最終処分、資源化といった部門ごとの原価は、市民には詳細すぎ、理解しづらいと考えている。市民に公表する際には、例えば、「燃えるごみ1トンあたりの処理には○○円がかかっています」のように、ごみ処理全体のコストを表示するような工夫が必要となる。

<原価の考え方(内部管理目的)>

- ・ ごみの減量化対策などを実施して、ごみの排出量が減った場合、場合によっては ごみ処理原価が増加してしまう可能性もある。減量化対策等の効果も適切に評価 できるような原価の算定方式を検討する必要がある。
- 例えば、ごみ処理原価を「ごみ処理を行う上で必ず必要となる固定費用」と「自 治体の取組等によって削減できる変動費用」等に分類して表現すること等が考え られる。

1. 5 名古屋市のケース

(1)廃棄物会計の利用目的

- ・ 名古屋市では、平成10年度の「ごみ非常事態宣言」以降、循環型社会の実現を目指して、Reduce (リデュース:発生抑制)、Reuse (リユース:再使用)、Recycle (リサイクル:再生利用)の施策を積極的に推進している。
- ・ これら施策の効果を検証するため、名古屋市では、従来から独自の手法でごみ処理 コストを算定してきた。

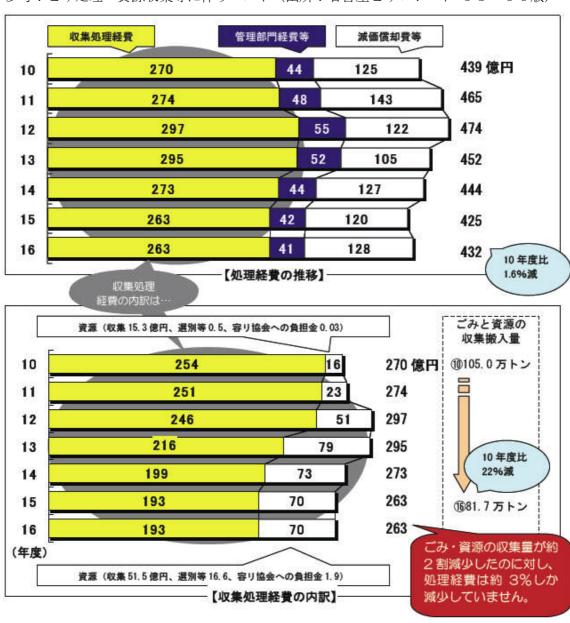
(2) 廃棄物会計の利用経緯・実態

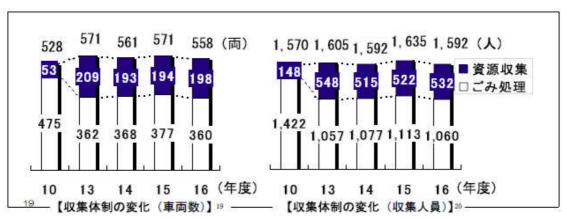
- 名古屋市では、独自の手法で算定したごみ処理コストを「ごみレポート」を通じて 公表している。
- 現状では、「一般廃棄物会計基準」に基づくごみ処理コストの算定は行っていないが、今後のごみ処理コストについては、同基準に基づき算定を行うことを計画中である。
- ・ 以下、「名古屋ごみレポート'05-'06版」に基づき、ごみ処理コスト等の利用実態を整理した。

①処理経費の変化

- 名古屋市では、処理経費を収集処理経費、管理部門経費等、減価償却費等の3つに 分類し、総処理費用とその内訳を整理している(1-20ページ参照)。
- 「ごみレポート」では、処理経費が過去と比較して、どの程度変化しているのかを 記述するとともに、処理経費の減少幅が少ない理由等も説明している。
- また、ごみ処理経費の変化を説明する資料として、収集体制の変化(車両数、収集 人員等)に関するデータも記載している。

参考:ごみ処理・資源収集等に伴うコスト(出所:名古屋ごみレポート'05-'06版)

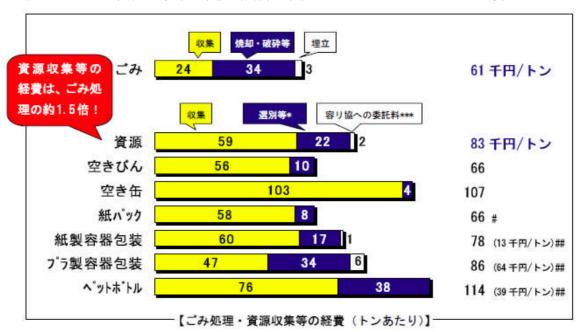




②ごみ処理・資源収集等の単価

- ごみ処理と資源収集に大別して単価を公表している。
- ・ ごみについては、「収集」、「焼却・破砕等」、「埋立」の3つに分類し、資源については、「収集」、「選別等」、「容り協への委託料」の3つに分類し、その単価を公表している(以下、参照)。
- 「名古屋ごみレポート」では、資源収集等の経費がごみ処理の経費の約1.5倍であること等も説明している。

参考:ごみ処理・資源収集等の単価(出所:名古屋ごみレポート'05-'06版)



¹⁹ 工場建替等に伴う臨時分を除く。借上車を含む。

リサイクル費用

市負担費用(収集・選別・容り協 への委託料)+特定事業者負担 (再商品化費用)

²⁰ 工場建替等に伴う臨時分を除く。運転要員を含む。

²¹ ① *「選別等」は、選別・圧縮梱包・保管の経費。

^{**「}空きびん」、「空き缶」の「選別等」は、売却益を相殺後の経費。

^{***「}容リ協への委託料」は、小規模事業者分の肩代わり負担。

^{#「}紙パック」は選別の後、21千円/トンで売却される。

^{##()}は特定事業者負担(再商品化(原料に加工))に必要な経費の負担額。

②用地取得費は除く。

③四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

参考: ごみ・資源の処理コスト(出所:名古屋ごみレポート'05-'06版)

	事項	平成15	年度	平成16	年度	前年度比
	●処理経費	425	億円	432	億円	1.6%
	〇収集処理経費	263	億円	263	億円	0.0%
٢	・ごみ	193	億円	193	億円	0.0%
4	•資源	70	億円	70	億円	0.0%
	○管理部門経費等	42	億円	41	億円	-2.4%
資	○減価償却費等	120	億円	128	億円	6.7%
源の	●処理単価		3			
処	Oごみ	56	千円/5	61	千円/5	9.4%
理	〇資源	86	千円/ 5	83	千円/5>	-2.7%
⊐	・空きびん	63	千円/1>	66	千円/*>	4.4%
ス	・空き缶	104	千円/ >	107	千円/ >	2.8%
1	紙パック	65	千円/*>	66	千円/*。	1.3%
	 紙製容器包装 	79	千円/*>	78	千円/ 1	-1.2%
	・プラスチック製容器包装	93	千円/*。	86	千円/ シ	-7.1%
	・^"ットホ"トル	131	千円/*。	114	千円/シン	-12.5%
	●収集車両	571	両	558	両	-2.3%
	○ごみ処理	377	両	360	両	-4.5%
	〇資源収集	194	両	198	両	2.1%

- 注: 1 「備考」欄の*は「第3次一般廃棄物処理基本計画」、**は「新世紀計画2010第2次実施計画」、 ***は「脱レジ袋宣言」に数値目標を掲げていることを示す。
 - 2 「平成12年度(基準年度)」は「第3次一般廃棄物処理基本計画」における基準年度の数値を表す。 同計画に数値設定のないものは「-」とした。
 - 3 平成16年度は、市収集分662トン(資源化率0.4%)、平成17年度は728トン。
 - 4 平成17年度の★印は、平成18年6月現在実績が確定していないことを示す。

(3) 廃棄物会計の留意点

①廃棄物会計利用に係る留意点

<自治体間比較(内部管理目的)>

- 今後、「一般廃棄物会計基準」に基づきごみ処理コストを算定し、自治体間比較 を行っていきたいと考えている。
- ただし、人口規模や処理システムが類似している自治体同士でごみ処理コストを 比較しなければ意味のない結果となってしまう。このため、例えば、政令指定都 市間や収集運搬方式、処理方式が同様である自治体間で比較を行うことが必要で ある。

<ごみ処理コストの公表(外部公表目的)>

- ・ ごみ処理コストの公表について、「ごみ 1kg あたりでは、身近に感じられない。 例えば、ごみ袋 1 袋あたりなど、市民に分かりやすい形で公表できないか。」と いった市民の声をいただいている。
- 市民が身近に感じることができる公表のしかたを工夫していきたい。

②廃棄物会計作成に係る留意点

<入力データの収集>

・ ごみの計量データについては、計量システムにて一元管理してデータを収集しており、翌月の上旬には市民に公表している。また、経費については、会計システムで管理している。しかし、両システムは連動しておらず、また、会計システムが廃棄物会計の算出に適した形式にはなっていないため、入力にあたってはデータの収集に手間がかかることが予想される。

③その他

- ・ 「リサイクルは環境によくない」などの報道がなされ、分別・リサイクルに協力 する市民が混乱している。リサイクルの効果などを的確に把握するため、LCA 手法による環境負荷等のデータ整備が必要不可欠である。
- ・ しかしながら、LCAについては、いまだ詳細なデータ等が整備されていない状況にあり、他の自治体、国、企業等とのデータ交流・共有化に努めながら、LCAの仕組みの確立に貢献していきたい。
- ・ また、併せて、国に対し、「容器包装のリサイクル過程での環境効果のデータ等について、市民に分かりやすく提供するなど、市民の環境負荷低減の努力に報いる措置」について要望を行っているところである。